

がん対策検討協議会設置要綱

(設置)

第1条 日本人の死亡原因の第1位にある「がん」予防及び早期発見等のがん対策の推進に関する施策を検討するため、政策検討会議運営要綱第8条の規定に基づき、がん対策検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、議員を委員として組織する。

- 2 協議会は、10名の委員をもって組織する。
- 3 委員は各会派の所属議員の比率により割り当てる。

(委員長等)

第3条 協議会に、委員長及び副委員長を置き、委員が互選する。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員は、会議に出席できないときは、その委員の属する会派の他の議員（会派に属さない議員である委員については、会派に属さない他の議員）を代理人として出席させることができる。
- 3 前項の代理人は、協議会の会議において委員の権限を有し、その出席は、委員の出席とみなす。
- 4 協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(オブザーバー)

第5条 会派または、会派に属さない議員は、オブザーバーとして会議に参加することができる。ただし、任期途中における参加は認めない。

- 2 オブザーバーの発言については、協議会の許可を得なければならない。
- 3 オブザーバーは、委員に準じて出席の義務を負うものとする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、市議会事務局議事課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年2月22日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。